令和6年度　箕面市社会福祉協議会
赤い羽根共同募金 箕面市地域支え合いプロジェクト助成金
交付申請の手引き

社会福祉法人 箕面市社会福祉協議会（以下「 社協 」という。）では、赤い羽根共同募金を活用し、市地域福祉活動計画の推進に寄与する活動を支援するために公募型助成を行います。以下の内容をご確認のうえ、申請を行ってください。

【対象団体】

以下のいずれも満たしている団体とします。

（１）箕面市内で活動する営利を目的としない組織

（２）共同募金の趣旨について理解し、自ら積極的に参画、推進する団体

※自治会、ボランティア団体、ＮＰＯ法人など、地域福祉活動を行う民間の団体　等

【助成対象事業】

箕面市内で令和６年度に実施される事業で、住民参加による地域課題の予防や解決をはじめとする市地域福祉活動計画の推進に寄与する活動とし、次のいずれかに該当する事業とします。

（１）「みんながつながり支えあう地域づくり」に関する活動

（例：集いの場づくり、生活支援（ゴミ出しや買い物等）、防災マップ作成等）

（２）「福祉課題の発見の仕組みと相談体制の整備」に関する活動

（例：相談窓口パンフレットの作成　等）

（３）「地域福祉を推進する活動への支援」に関する活動

（例：福祉課題（障害や認知症）に関する研修会開催　等）

（４）その他

上記事業に該当しないが、助成を行うことが適当であると認められる事業

※ただし、他の補助金等の対象となっていない活動を対象とし、なおかつ、新規に立ち上げる事業を優先とします。

【助成対象経費】

事業に必要と認められる次に掲げる経費で、助成対象期間中に支出が完了するものに限ります。

経費の種類等	対象例
謝金	・講座・講演会などへの講師謝金 ※一人（１団体）あたり上限３万円まで ※申請書に講師名を記入してください。講師が複数名になる場合、また複数回にわたり講師を招く場合は、謝金の内訳を申請書に記入してください。 ・事業実施に必要な手話通訳、要約筆記、一時保育などの謝礼。

経費の種類等	対象例
旅費	・講師の交通費、宿泊費（上限３万円まで） ・団体スタッフや対象者である高齢者や障害者などの移動に必要な交通費や駐車場代等
印刷製本費	・事業の啓発に必要なチラシ・ポスターの印刷代 ・会議、講演会に必要な資料等の印刷代
使用料及び賃借料	・事業の実施又は講演会等の開催に必要な会場使用料、光熱水費など
備品購入費	・事業に必要な備品の購入費 ※合算で上限５万円まで ※１万円以上の備品については、見積書の提出が必要
消耗品費	・事業に必要な材料費、事務用品などの消耗品の購入費 ・子ども食堂実施に必要な食材費や見守り訪問での配布物など、対象者に還元される費用（一人あたり 300 円以内を目安） ※ボランティア交流会等の食材費は対象外
通信運搬費	・事業やイベントの案内等に必要な切手、はがき代など ・事業に必要な電話代、インターネット代
その他	・ボランティア活動保険代など

※ゴミ出しや買い物等の生活支援事業にかかる費用のうち、利用者からの利用料は　「収入の部」の「参加費」へ、ボランティアに支払われる有償ボランティア活動費は「支出の部」の「その他」に計上してください。また、有償ボランティア活動費は、1 時間あたり 1,000 円以内を目安としてください。

【助成金の条件等】

１事業あたり助成金の限度額　２０万円

※千円未満の端数は切り捨てます。

※令和５年度予算の範囲内での助成となりますので、申請団体が多い場合は限度額が２０万円を下回る場合があります。

【助成対象期間】

令和６年４月１日から令和７年３月３１日

【申請に必要なもの】

（１）箕面市地域支え合いプロジェクト助成金交付申請書（様式第１号）

（２）団体の概要（様式第２号）

（３）事業計画書及び収支予算書（様式第３号）

（４）申請団体の会則

（５）役員名簿又は会員名簿

（６）その他活動内容がわかるもの

【受付期間】

令和６年１月１５日（月）から２月２９日（木）まで

【助成の審査、決定、通知について】

申請を受けた後、申請内容の審査を行い、助成の適否、助成金の交付（不交付)、助成金額を決定を行い、箕面市地域支え合いプロジェクト助成金交付（不交付）決定通知書（様式第４号）により３月末を目安に申請団体に通知します。

【助成金の請求手続きについて】

助成金の交付の決定を受けた団体は、箕面市地域支え合いプロジェクト助成金交付請求書（様式第５号）を提出してください。

【助成金の交付】

社協は箕面市地域支え合いプロジェクト助成金交付請求書の受領後３０日以内に当該団体に対し助成金を交付します。

【事業実施報告書の提出等について】

助成事業完了後、箕面市地域支え合いプロジェクト助成金事業実施報告書（様式第８号）に必要な書類（領収書、事業内容がわかる資料）を添えて、事業完了後３０日以内に提出してください。なお、収支決算額の差額については箕面市社会福祉協議会までご返金ください。

【事業の変更】

事業内容の大幅な変更及び中止がある場合は、すみやかに社協まで連絡してください。必要に応じて箕面市地域支え合いプロジェクト助成金事業変更申請書（様式第６号）を提出していただきます。

また、事業目的の変更、事業内容等の大幅な変更又は事業の中止があった場合は、交付の決定を取り消すことがあります。

【助成決定の取り消し及び助成金の返還】

次に掲げる事項に該当する場合は、助成決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金について返還を求めるものとします。

（１）事業目的を変更した場合
（２）事業内容等の大幅な変更をした場合
（３）事業を中止した場合
（４）申請内容の虚偽や不正な手段によって助成を受けた場合
（５）事業を遂行する見込みがなくなったと認められる場合
（６）助成金を指定された使途以外に使用した場合
（７）事業内容の変更について、協議会の承認を受けずに事業を実施した場合
（８）社協会長が不適当と認めた場合

【事業運営に際してのお願い】

（１） 安定的・継続的な事業運営を目指すため、参加者個人に還元されるもの（研修会やワークショップなどの受講、飲食にかかるもの）は一定の参加者負担の徴収を検討してください。

（２） 赤い羽根共同募金を活用していることを明記してください。

例）チラシや機関誌、開催要項などの印刷物には、「当事業は赤い羽根共同募金を活用しています」と記載。備品には、「赤い羽根共同募金」シールを貼る。

（３） 翌年度の赤い羽根共同募金運動街頭募金へのご協力をお願いします。

問合せ・提出先

箕面市社会福祉協議会　地域福祉推進課
〒562-0036 箕面市船場西 1-11-35　電話 072-749-1575　Fax 072-727-3590
メール　tiiki@minoh-syakyo.or.jp